

平成22年7月23日

第2199号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

## 告 示

- 平成22年度職業訓練指導員試験の実施（367・雇用労働政策課）……………1
- 都市計画区域の変更（368～370・都市計画課）……………6
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（371～374・都市計画課）……………15
- 道路の供用開始（375・山本地域振興局建設部）……………16
- 道路区域の変更（376・雄勝地域振興局建設部）……………16

## 公 告

- 公の施設の指定管理者の募集（資源エネルギー産業課）……………17
- 公の施設の指定管理者の募集（都市計画課）3件……………18
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）……………24

## 選挙管理委員会告示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定解除（75）……………25

## 告 示

## 秋田県告示第367号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、次のとおり平成22年度職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条第2項の規定に基づき、公示する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日時

平成22年11月11日（木）午前9時

## (2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田技術専門校職業訓練センター

## 2 実施免許職種

## (1) 学科試験を実施する免許職種

機械科

建築科

## (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

(1)以外の職業能力開発促進法施行規則別表第11に規定する免許職種

## 3 試験科目

## (1) 学科試験を実施する免許職種の試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
機械科	1 指導方法 (1) 職業訓練原理 (2) 教科指導法 (3) 訓練生の心理 (4) 生活指導 (5) 職業訓練関係法規 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 機械工学（機械要素 機構と運動）

	イ 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) ウ 工作法(NC工作法 機械工作法 ジグ 工具) エ 測定法(測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) オ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 加工法(切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) イ 機械製図(機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)
建築科	1 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 建築工学(構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図 関係法規) イ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 建築設計(建築設計 設備設計 建築計画) イ 施工法(建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算) ウ 材料(建築用材料)

## (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種の試験科目

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

## 4 受験資格

資 格	必要とする 実務経験年数
免許職種に関し、一級、単一等級又は二級技能検定に合格した者	不 要
長期課程の指導員訓練を修了した者 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	1年以上
免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者	2年以上
免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が700時間以上のものを修了した者	3年以上
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1年以上
学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年以上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3年以上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者	5年以上
厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校において、次のとおり免許職種に関する学科を修めて卒業した者	
1 専修学校の専門課程において修業年限が3年以上の免許職種に関する学科を修めた者	2年以上
2 専修学校の専門課程において修業年限が2年の免許職種に関する学科を修めた者	3年以上
3 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が3年以上の免許職種に関する学科を修めた者	3年以上
4 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が2年の免許職種に	4年以上

関する学科を修めた者	
免許職種に関する実務経験のみの者	8年以上
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	不 要
ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）によるボイラー溶接士免許を有する者	不 要
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者	不 要
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	不 要
電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	不 要
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和54年通商産業省令第52号）による改正前の航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）による電気機器国家試験の合格証を有する者	不 要
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和59年通商産業省令第15号）第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	不 要
電波法（昭和25年法律第131号）による第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技士若しくは第二級アマチュア無線技士の免許を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和48年通商産業省令第71号）による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	不 要
自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士、二級二輪自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	不 要
航空法（昭和27年法律第231号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	不 要
建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	不 要
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	不 要

測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	不 要
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士の免許を有する者	不 要
電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	不 要
医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師の免許を有する者	不 要
公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	不 要
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	不 要
情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成6年通商産業省令第1号）による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	不 要
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	不 要

この表に掲げる者のほか、職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年4月1日労働省告示第17号及び昭和63年4月8日労働省告示第38号）に定める者

次のいずれかに該当する者は、受験できない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 実技試験及び学科試験の免除

実技試験及び学科試験の全部又は一部免除を受けることのできる者は次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
実施職種	免許職種に関し、職業能力開発促進法による技能検定一級又は単一等級に合格した者（ただし、電子回路接続及びバルコニー施工は除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
	他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	同表の免除の範囲の欄に掲げる試験

## 6 受験申込みに必要な書類

## (1) 受験申請書

## (2) 添付書類

- ア 受験資格を有することを証明する書面の写し 1通
- イ 写真（申請前6月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの） 1枚
- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、5の表にある免除を受けることができる者に該当することを証明する書面の写し 1通

## 7 受験申請用紙の交付

受験申請書の用紙及び受験案内の交付場所は、次のとおりとする。

交 付 場 所	所 在 地
秋田県産業労働部雇用労働政策課	秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3階）
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田市綴子字街道下191番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄4番53号
秋田県立大曲技術専門学校	大仙市大曲川原町2番30号
鹿角地方職業能力開発協会	鹿角市尾去沢字上山214番地
大館北鹿職業訓練協会	大館市有浦三丁目6番22号
北秋田職業訓練協会	北秋田市花園町15番1号
能代職業訓練協会	能代市扇田字柑子畑1番20号
本荘由利職業訓練協会	由利本荘市石脇字田尻30番地
大曲仙北職業訓練協会	大仙市大曲田町3番1号
横手地方職業能力開発協会	横手市条里一丁目1番69号

郵送による交付を希望する者は、140円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）にあて先を明記し、秋田県産業労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。

## 8 受験申請書の受付

### (1) 期間及び時間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年9月10日（金）から同年10月1日（金）の午前8時30分から午後5時まで。

郵送の場合は、封筒の表に「職業訓練指導員試験申請書在中」と朱書し、締切日までの消印があるもの限り受け付ける。

### (2) 場所

受 付 場 所	所 在 地
秋田県産業労働部雇用労働政策課	秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3階）
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田市綴子字街道下191番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄4番53号
秋田県立大曲技術専門学校	大仙市大曲川原町2番30号

## 9 受験手数料

### (1) 額

学科試験 3,100円

### (2) 納付方法

受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。

## 10 合否判定の基準

(1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は合格とする。

(2) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

(3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

## 11 その他

### (1) 試験結果の発表

平成22年12月10日付け書面を発送し、受験者に通知する。

### (2) 試験についての問い合わせ先

秋田県産業労働部雇用労働政策課（電話 018-860-2321）

## 秋田県告示第368号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、仁賀保都市計画区域、金浦都市計画区域及び象潟都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 1 変更に係る都市計画区域の名称 にかほ都市計画区域

### 2 変更に係る土地の区域

#### (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

にかほ市

ア 大字平沢字鯉面の全部

イ 大字三森字佛供田、字高寺、字六日市の各全部

ウ 大字芹田字新家ノ後、字中道、字新中道、字諏訪ノ前、字新諏訪ノ前、字十王森（地先公有水面を含む。）、字長根（地先公有水面を含む。）、字宮田、字新宮田、字門脇（地先公有水面を含む。）、字新門脇、字家ノ森、字新家ノ森、字新山、字新山田、字田向、字新田向、字辰ノ口（地先公有水面を含む。）の各全部

エ 大字院内字ヒコシ田、字深堰、字木堀谷地の各全部。字新脇田2、3、4、5、6、7、8-1、8-2、9、10、11、12、33-1、36、37、38-2、39-1、39-2、40、41、42、108、116、118-1、118-2、

190、120番地及び国有地の一部、字カナヤ1、2、3、4、5、6、7、8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6、8-8、9、12-1、12-5、12-6、12-8、13-1、14、16-1、16-2、17、17-1、17-3、18、19、20、21、24、25、26、27、29、30、31、32、33-1、33-2、34-1、34-2、35-1、35-2、36-1、36-2、37-1、37-2、38-1、38-2、39-1、40-1、40-2、41、42、43、44、45、54、55、56、57、60、61、62、65-1、65-2、65-4、66-1、66-2、66-3、67-1、67-2、68-1、68-2、68-3、69-1、69-2、70-1、70-2、71-1、72-1、73、74-1、87、88、89、130、134番地及び国有地の一部、字家ノ後128、129、130、131、143、146、149、150、151、152番地及び国有地の一部、字カタ頭1、4、43、176、177、202、203、204、205、207、208、209、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、235、236、239、240

オ 大字田爪字高寺62、63、64、65、66、67、68、69番地及び国有地の一部

カ 大字飛字大森（地先公有水面を含む。）、字新大森、字高森（地先公有水面を含む。）、字堂宝作、字堂宝作新田、字餅田、字雨谷地、字鷲森（地先公有水面を含む。）、字鷲森新田、字釜木森（地先公有水面を含む。）、字石橋（地先公有水面を含む。）、字飛谷地（地先公有水面を含む。）、字中飛、字中飛新田、字内平の各全部

キ 大字黒川字大森、字三岳後、字南、字三嶽前、字三嶽新田、字三嶽後、字別当森、字平森、字岩湯、字白金田、字白山新田、字林崎新田、字宮田、字唐竹森、字唐竹森新田、字雨降石、字清水尻、字護磨炊石、字護磨炊石新田、字湯田、字六日市、字塩辛田、字樋面、字館ノ内、字家老地の各全部。字平石48-2、48-3、49、50、51、52、53、57、58、59、60、61、63、64、65、66、67、69-1、69-2、69-3、70-1、70-2、70-3、72、73、74、75、76、77、80-2、81、82、83、84、85、86、87、88、91-1、91-2、92、135、136、137-1、143-1番地及び国有地の一部、字川原田16-2、17-3、18-3、19-2、22-1、22-2、22-3、24-1、24-3、24-4番地及び国有地の一部、字普断寺新田15-1、15-2、16-1、16-2、24-1、24-2、25-1、25-2、25-3、26-1、26-2、26-3、27-1、27-2、27-3、28、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39-1、39-2、40、41-1、41-2、42-1、42-2、43-1、43-2、44-1、44-2、44-3、45、46-1、46-2、46-3、47-1、47-2、48-1、48-2、67、68、72、73、74、75、76、77番地及び国有地の一部、字千刈1-2、2-2、3-1、4-3、15-2、16-2、17-2、18-2、19-3、20-2、30-2、31-1、32、33、34、39-1、40-1、40-2、42-2、43-2、78-3、79-4、83-2、84-2、106-2、107-2、108-1、108-3、109-1、109-3、112-3、112-4番地、字八幡1-1、1-3、2-1、2-15、2-16、2-17、2-18、3-1、3-2、99-3、99-4、99-5、99-6、104-1、104-2、104-3、104-5、107-1、107-2、107-3、107-4、114番地及び国有地の一部、字八幡新田1、2、3、4、5、6、27-1、27-2、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45-1、45-2、46、47-2、47-3、63、64、65、66、71、76、77、78、79、80、81、82、83、85、86、87、88、89、90、91、92、93番地及び国有地の一部、字二反田2-1、2-2、2-3、2-4、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、2-11、13-2、15-2、20、24-5、25-2、26-2、30-2、30-3、80、81-1、82番地及び国有地の一部、字金田14-2、17-4、17-5番地及び国有地の一部、字湧頭2、11-1、11-2、15-3、15-7、15-8、28-1、29-1、29-2、33-1、33-2、35、36、37、38、39-1、39-2、39-3、39-4、40、41、42-1、43-1、44、45、47-2、48-1、49-1、49-2、49-3、49-4、50-1、50-2、50-3、50-4、51、52-1、52-2、53、54、55、56、57-1、57-2、57-12、57-15、57-16、57-17、57-18、57-19、57-20、57-21、57-28、139-2、139-3、140-2、140-3、155-1、156、157、158、159、160、161、162-1、162-2、163-1、163-2、164-1、164-2、165-1、165-2、166-2、167-2、168-2、170-1、170-2、171、172番地及び国有地の一部

ク 大字金浦字申田、字東鳥長根、字古賀の田、字吉森、字唐蚊の森、字六貫森、字背長森、字館ヶ森、字笹森、字石廻、字砂田、字川尻（地先公有水面を含む。）、字川向、字赤石（地先公有水面を含む。）、字高森、字葡萄森、字組々津原、字下谷地（地先公有水面を含む。）、字中谷地の各全部。字西申田73、74、75-1、76-1、76-2、76-4、76-5、77、79、80-1、217、218、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293番地及び国有地の一部、字鳥長根1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-10、2-12、2-13、3-1、3-4、3-5、3-6、3-7、3-9、3-10、3-11、3-12、3-13、3-14、3-15、3-16、3-17、24-1、24-2、24-5、24-6、24-7、24-8、24-9、24-10、24-11、24-12、24-13、24-14、24-15、24-16、24-17、24-18、24-20、24-21、24-22、24-23、24-24、24-25、24-26、24-27、24-28、24-31、24-32、24-33、28-3、28-4、28-5、30-1、30-2、30-3、31、32-1、32-3、32-4、32-5、32-6、33-1、33-3、33-4、33-5、33-6、33-7、33-8、33-9、33-10、35-3、35-4、35-5、35-6、35-7、35-8、35-9、35-10、35-12、35-14、35-15、35-16、35-17、42-1、42-2、42-3、42-4、42-5、42-6、42-7、46-1、46-3、46-4、46-

5、46-6、46-7、46-8、46-9、46-10、54、56、58-1、58-2、58-3、58-4、60、61-1、61-2、62-1、62-3、63-1、64-1、66-1、66-2、67-1、67-4、67-5、68-1、68-3、68-4、69、70、71、72-1、72-2、72-3、73-1、74-1、74-2、74-3、74-5、74-6、74-7、74-8、74-9、74-10、74-11、74-12、74-13、74-14、74-15、74-16、74-17、75、79、81、82、83-1、83-2、83-3、84-3、84-4、84-5、85、86-1、86-2、86-3、86-4、86-5、86-7、88、89-1、89-3、89-4、89-5、89-6、89-7、91、92-1、92-2、93、94、95、96、107-2、107-3、107-4、107-5、107-7、107-8、107-9、107-10、107-11、107-12、130-1、130-2、130-3、131-2、132-3、133-4、134-1、134-4、134-5、134-6、134-7、134-8、134-9、134-10、134-11、144-1、144-2、144-3、144-4、144-5、144-6、144-7、144-8、144-9、144-10、144-11、144-12、144-13、144-14、147-1、147-2、147-3、147-4、147-5、147-6、147-7、147-8、147-9、147-10、147-11、153、154、159、165-1、165-2、165-3、165-4、165-5、165-7、165-8、165-9、177-2、177-3、177-4、177-5、177-6、177-7、177-8、177-9、177-10、177-11、177-12、177-13、177-14、177-15、177-16、177-17、177-18、177-19、177-20、178-1、178-2、178-3、178-4、178-5、178-6、178-7、178-8、178-9、178-10、207-1、209-1、211、212-1、213、215、216、217-1、217-2、218、219-1、219-2、219-3、220、221、222、225、226、227、228、229、230、231、233、234、235-1、235-2、236、237、238、239、240、241、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、267、268、269、270番地及び国有地の一部、字堀切179-8、179-10、179-11、179-12、179-13、179-14、179-15、179-16、179-17、179-18、179-19、179-20、179-21、179-22、179-23、179-24、184-2、188-1、192-1、203-1、205-1、205-4、205-7、205-9、205-11、205-12、205-13、205-14、205-16、207、208-1、208-2、210-1、212-1、212、214-1、218-1、219-1、219-4、219-6、219-7、219-8、219-9、219-10、219-11、220-1、220-3、221、221-1、221-2、221-3、222-1、225、233、239-1、244-1、244-2、244-3、244-4、244-5番地及び国有地の一部、字十二林97-1、97-3、97-4、97-5、97-6、97-7、97-8、99-3、99-4、100-1、100-7、100-9、100-10、100-11、100-12、100-13、100-14、100-15、100-16、100-17、100-18、100-19、100-20、101-1、101-2、101-3、101-5、101-6、101-8、101-9、101-10、102-5、102-6、102-8、105-2、105-3、105-4、106-1、106-2、106-3、106-4、106-5、106-6、106-7、106-8、113-1、113-2、113-3、113-4、113-5、113-6、113-7、113-8、113-9、114-1、114-2、115-1、115-2、115-3、115-4、115-5、115-6、116-2、119-2、127-3、127-4、127-6、134-2、134-3、134-4、134-5、134-8、134-9、134-10、134-11、134-12、137-2、137-3、137-4、139-2、139-3、139-6、139-7、139-8、139-9、139-10、139-11、139-12、139-13、139-18、141-2、143-2、144-1、144-4、145-1、145-2、145-3、160-1、160-2、160-3、160-4、160-5、160-6、160-7、160-8、160-10、160-11、160-12、160-13、160-14、160-15、160-16、160-17、160-18、160-19、160-22、160-23、160-24、160-25、160-26、160-27、160-28、160-29、160-30、160-31、160-33、160-34、160-35、160-36、160-37、160-38、160-39、160-40、160-41、160-42、160-43、160-44、160-45、160-46、160-47、160-48、160-51、160-52、160-53、160-54、160-56、160-57、160-58、160-59、160-60、160-61、160-62、160-64、160-65、160-66、160-67、160-68、160-69、160-70、160-71、160-72、160-74、249-2、251、252-1、252-2、253、254、256番地及び国有地の一部、字花潟6-5、6-6、8-1、8-3、8-7、10-1、10-2、10-4、10-5、10-6、10-7、10-8、10-9、10-10、15、16、17-1、17-2、17-3、18-1、18-2、19-1、19-2、20-2、21-1、21-2、22-1、22-2、22-3、22-4、22-6、22-7、22-8、22-9、22-10、22-11、22-12、22-13、22-14、22-15、22-16、22-17、22-18、22-19、22-20、22-21、22-22、22-23、22-24、22-25、22-26、22-27、22-28、22-29、22-30、22-31、22-32、22-33、22-34、22-35、22-36、22-37、22-38、22-39、22-40、22-41、22-42、22-43、22-44、22-45、22-46、22-47、22-48、22-49、22-50、22-51、22-52、22-53、22-54、22-55、22-56、22-57、22-58、22-59、22-60、25、25-2、28-1、28-4、29、30、31、33-1、33-3、33-4、33-5、33-6、33-7、34-1、34-2、34-3、35-1、35-3、35-4、35-5、36-2、37-4、39-1、39-2、44-1、44-2、44-3、45-2、45-3、45-4、46、46-2、51-1、52-2、52-3、52-4、52-5、52-6、53-2、55-1、55-2、55-4、55-5、55-6、55-7、55-8、55-11、55-14、56-1、56-2、56-3、59、60、61、62、65-1、65-2、65-4、70-2、70-3、71、72-1、72-2、73、75-1、76、77、76-3、78-1、78-2、79、80、80-6、81-1、81-2、81-3、81-4、81-6、82、83-1、83-4、83-5、83-6、83-11、84-2、84-4、84-5、89-1、89-2、89-3、89-4、89-6、90-3、91-3、91-8、93-1、93-2、99、99-1、99-2、100-1、100-2、100-4、101-1、101-2、102-1、102-2、103-1、

103-2、103-4、103-5、103-6、103-9、103-10、103-11、106-1、109-1、109-2、110-1、110-3、111、112-1、112-2、112-3、112-4、112-8、113、114-1、114-3、115-2、115-3、115-4、116、117-6、125-1、125-2、126-2、126-3、126-5、143-1、143-2、144-1、144-2、145、146、147、148、150、156、157-1、157-2、157-3、157-5、157-6、163、167-2、190-1、204-1、204-2、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215-1、215-2、215-3、218、219、220、221、222、223、224、225、226-1、226-2、227-1、227-2、227-3、228-1、228-2、229-1、229-3、230-1、230-3、213-1、231-2、234、239、240-1、240-2、241、242、243、244、245、246-1、246-2、247、248、249、250、251、252、253、268-2、269-2、270-2、275、276、272-4、273、274、277、278-2、279-2、282-2、283-2、300-1、300-2、300-3、300-4、300-5、300-6、300-7、300-8、300-9、300-10、300-11、300-12、300-13、300-14、300-15、300-16、300-17、300-18、300-19、300-20、300-21、300-22、300-23、300-24、300-25、300-26、300-27、300-28、300-29、300-30、300-31、300-32、300-33、300-34、300-35、300-36、300-37、300-38、300-39、300-40、300-41、300-42、300-43、300-44、300-45、300-46、300-47、300-48、300-49、300-50、300-51、300-52、300-53、300-54、300-55、300-56、300-57、300-58、300-59、300-60、300-61、300-62、300-63、300-64、300-65、300-66、300-67、300-68、300-69、300-70、300-71、300-72、300-73、300-74、300-75、300-76、300-77、300-78、300-80、300-81、300-83、300-84、300-85、300-86、300-87、300-88、300-89、300-90、300-91、300-92、300-93、300-94、300-95、300-96、300-97、300-98、300-99、300-100、300-101、300-102、300-103、300-104、300-105、300-106、300-107、300-108、300-109、300-110、311、312、313、326、329、331、371、372、374、375、376、377、436、449-1、450、451、452、453、454、455、469、470、471、472、483、484、485、490、535、540-1、540-3、541-1、542、547、549、550-1、550-2、550-3、550-3、552-2、552-3、553、564、558番地及び国有地の一部、字頃田74-1、74-2、74-3、74-4、74-5、74-6、74-7、74-8、80-1、80-2、80-3、80-7、81、83、84-1、85-2、85-4、111、112-1、113-1、113-2、113-3、113-4、114-1、114-2、115-1、115-4、115-5、116-1、123-4、123-6、123-7、123-10、123-13、124-3、124-4、124-8、131-3、183-2、223-4、223-5、223-6、223-7、223-8、223-11、223-12、223-13、229-4、229-5、229-6、231-2、232-1、232-4、232-5、232-6、232-7、232-8、232-9、232-10、232-11、232-13、232-14、232-15、232-16、232-17、232-18、232-19、233-3、233-4、239-3、239-5、239-9、239-10、239-11、239-12、290-2、290-3、290-4、290-5、290-6、290-7、290-8、290-9、290-10、290-11、294-2、294-4、294-8、294-9、294-11、294-13、297-3、298-4、298-5、298-7、299-1、299-4、300-2、300-3、300-4、300-5、300-6、300-7、300-8、300-10、300-11、300-12、301-2、302-2、305-2、308-1、308-3、308-4、308-8、308-10、308-11、308-14、316-1、316-2、316-3、316-4、316-5、316-6、316-7、316-8、318-2、319-2、320-2、321、323-3、324-4、325、328-3、328-7、351、403、405番地及び国有地の一部、字谷地中9-1、20-1、24-1、29、30-1、30-2、30-3、31-1、50-1、52、54-1、84-1、67-1、67-2、84-6、84-7、84-8、96-1、96-4、96-5、96-6、99-3、99-4、99-5、109-1、110-1、111-1、112-1、112-2、112-4、114-1、114-4、116-1、119-1、123、125-3、140、143、145-1、145-2、154、159、163-1、163-3、164、164-1、164-2、166、167、168、169、170、173-1、177、178、198-2、199、199-1、199-4、204-1、205、221、222-2、225、313、314、319番地及び国有地の一部、字備中18-1、22、27-1、28、34-1、42-1、97-1、97-2、98-1、98-2、99-1、99-2、100-1、100-2、101-1、101-2、102-1、102-2、103-1、103-2、104-1、104-2、105、106-1、106-2、107、108、113、114、115、116、117、118、119、177番地及び国有地の一部、字十二前48-1、49-2、50-1、52-1、53、54-1、54-2、55-1、55-2、55-3、56、57、58、59、60、62-1、62-3、63、64-1、67、69-1、70、71-1、71-2、71-3、71-4、71-5、74-1、74-3、152-1、152-2、153番地及び国有地の一部、字菅庭18、19、20-1、20-2、22-1、23-1、24-1、24-3、34-1、34-4、34-6、34-7、34-8、35-1、35-2、35-4、37-1、37-2、37-5、92-3、92-5、101-1、122-1、122-3、205-1、205-2、205-3、205-4、206-1、206-2、207、246番地及び国有地の一部、字山の田16、17、18、34、35-1、35-2、35-3、36、37、40-1、40-2、40-3、40-4、53、57-1、57-2、58-1、58-2、58-5、58-6、58-7、65-1、65-4、68-1、68-2、79-1、79-2、80-1、80-2、80-3、80-4、80-5、80-6、80-9、80-10、80-11、80-12、80-13、80-14、80-16、81-1、81-2、82-1、84、84-1、101-1、103-1、103-2、104-1、105-1、111、112、113、114、115、121-1、122-1、123-1、130、134-1、135-1、135-4、158-2、158-4、159-2、159-4、160-2、160-4、160-5、160-6、161-1、161-4、162-1、162-4、163-1、163-3、164

- 1、164-4、165-1、165-3、166-1、168、169、170、171、172、173、174、175-1、175-2、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186-1、186-2、187-1、187-2、188-2、190-1、190-2、191-1、191-2、191-3、191-4、192、193-1、193-3、193-4、194-1、194-3、194-5、196-1、196-2、196-4、196-5、197-1、197-2、199-1、199-2、200-1、200-2、201、202-1、202-2、203、204、205、207-1、207-2、209-1、209-2、210-1、210-2、211-1、211-2、213-1、213-2、214-1、214-2、214-3、215、216-1、216-3、216-4、218、219-1、219-3、219-4、219-5、223-4、232-2、235-2、238-2、239、240-2、241-2、294-1、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352-1、352-2、353-1、353-2、354、355、356、357-1、357-2、358-1、358-2、359、360、361、362-1、362-2、363-1、363-2、364-1、364-2、365、366、367、368-1、368-2、369-1、369-2、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、407、408、409、410、412、413、414、415、415-2、416、417、419、420、421、422、423、430、433、434、436、437、448、449、450、451、452、462番地及び国有地の一部、字丑湯14-1、14-3、15、16、17、20-6、21-1、23、24-1、35-1、36、38-1、43-1、71、72、73、74、75、79、81、82、83、86、88、100、104、105、106、107、108、109、123、126、127、128、129、130-1、130-2、131、132、133、134、135-1、135-2、136、137、138、139、140、141番地及び国有地の一部、字台城1-1、5-1、7-1、44-1、13-1、16-1、16-2、17-1、17-2、18-1、18-3、19-1、19-2、19-3、20-1、20-2、20-3、37-1、45-1、105-2、105-3、105-4、105-5、105-6、105-7、106、107、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、127、128、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147番地及び国有地の一部、字大在神4-1、8-1、8-2、23-1、43、44、45、48-1、53、54-1、57、58、59、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、138、139、140、141、142、143、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167番地及び国有地の一部、字金沢28-1、28-2、39-1、40、41、45-1、88、89、90-1、90-2、91-1、91-2、92-1、92-2、93-1、93-2、94-1、94-2、95-1、95-2、96、97、98、101、102、106、108、109、110、111、112、113、114、115番地及び国有地の一部、字砂田10、11-2、12-2、13-2、19-2、19-3、22-2、24-4、25-1、26-1、32-2、40-1、41-2、42-2、43、43-2、44-2、46、47、48、49、50、51-2、52-2、61-2、62-1、63-1、91-3、250-2、251、252、253-2、266-2、285-2、288、289-1、289-2、301-1、301-2、302-1、302-2、303、304、305、306、307、308、309、310、311-1、311-2、312、313、314、315、316、317、318、319-1、319-2、320-1、320-2、321-1、321-2、322-1、322-2、323-1、323-2、324-1、324-2、325-1、325-2、326-1、326-2、327-1、327-2、327-3、328-1、328-2、328-3、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379番地及び国有地の一部、字轄町1、2、3-1番地及び国有地の一部

(2) 都市計画区域から除外される区域 なし

(関係図面は、省略し、建設交通部都市計画課及び由利地域振興局建設部用地課並びににかほ市産業建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 秋田県告示第369号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、横手都市計画区域、平鹿都市計画区域、十文字都市計画区域及び増田都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 変更に係る都市計画区域の名称 横手都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

横手市

ア 大字金沢字地藏堂（9-1、9-2に限る。）、字榊柳（7-1、7-1地先公有水面、7-6の一部、7-8、7-内、8-2、8-3の一部、11-3、11-4の一部、11-5、12-1、12-2の一部、13、13-1、13-1に接する道、14-1、35-4、35-4地先公有水面、38-1、38-1地先公有水面に接する道、40-1、40-2の一部、40-3、40-4、85、86、87、88、89-1、89-3、91-1、91-3に限る。）、字米ノ口（8-1、8-1地先公有水面、8-1地先公有水面に接する道、8-2、8-3、9-1、9-2、9-3に限る。）、

る。)

- イ 大字金沢本町字荒町(11-3、11-3に接する道、41-1、41-2、41-3、41-3地先公有水面、41-4、42-3の一部に限る。)
- ウ 大字金沢中野字北十二所の全部、字十二牲(110-1、110-1地先公有水面、110-2、112-1、112-1に接する道、113-1、113-1地先公有水面、114-1に限る。)、字下矢来沢(337-1、337-1に接する道、337-2、338、338に接する道、342-1、343-1、343-3、344-1、344-4、344-4に接する道、345-1、347-1、347-2に限る。)、字三貫堰(597に限る。)、字西法寺(66、67、68、69、69に接する道、70-1、70-2、70-3、70-4、70-5、70-5地先公有水面、70-6、70-13、70-13に接する道、70-14、70-15、71、74、698に限る。)
- エ 大字増田町三又の全部
- オ 大字増田町増田字真人山下、字横落上、字北原西、字福嶋北、字北原東、字北原南、字北原、字北原道上、字竹原の全部、字竹原道下(126-2、126-2地先公有水面、126-2地先公有水面に接する道、127-3、127-4、128-3、174-2、175-2、175-3、176-2、176-3、176-4、237-1、237-2、238-1、238-2、239、240、241-1、241-2、242-1、242-2、243-1、243-2、244-1、244-2、245-1、245-2、246-1、246-2、247-1、247-2、248-1、248-2、249-1、249-2、250-1、250-2、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、269、280、281、282、283、284、285、286に限る。)、字平鹿向(22、22-2、23-1、23-2、24-1、24-2、25、26、26-2、26-3、27-1、27-2、31、31に接する堤、32-1、32-2、33-1、33-2、34-1、34-2、34-3、35-1、35-2、36-1、36-2、36-3、36-4、36-5、36-6、36-7、37-1、37-2、37-3、37-4、37-5、37-6、38-1、38-2、38-3、38-4、38-5、38-6、38-7、39-1、39-5、39-6、39-7、39-8、40-2、40-3、40-4、40-6、40-7、41-1、41-2、42-1、42-2、42-3、43-1、43-2、43-3、43-4、43-5、43-6、43-7、43-8、43-9、43-10、43-11、43-12、43-13、43-14、43-15、43-16、43-17、43-18、43-19、43-20、43-21、43-22、44-8、47-3、48-1、50-1、50-2、51、52、53、54-1、54-3、54-4、54-5、54-6、54-7、54-8、55-1、55-7、55-8、55-9、57-1、57-2、60-1、60-2、61-1、61-2、61-3、67-3、67-5、68-1、68-2、68-3、68-4、68-5、68-6、68-7、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、85、86、87、88、89、90、91、92に限る。)、字真人山(1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4-1、4-2、5-1、5-2、6-1、6-2、7、8、9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、10-1、10-2、11-1、11-2、12、13-1、13-2、13-3、14-1、14-2、14-3、15-1、15-2、15-3、16、17-1、17-2、18-1、18-2、19-1、19-2、20、21、22、23-1、23-2、24-1の一部、24-2の一部、25の一部、出木沢の一部、鍋ヶ沢、コモチチ長根沢、七曲沢、水引沢、金堀沢、内沢、赤水沢、前沢、尻シヤリ沢に限る。)、字横落下(1、2-1、2-2、3、4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7、4-10、4-12、4-13、4-14、4-15、4-16、4-17、4-18、4-19、4-20、5-1、5-2、6-1、6-3、7、8-1、8-2、8-4、9-1、9-2、10-1、10-2、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21-1、22、25、26、27、28-1、28-2、29-1、29-2、29-3、29-4、29-5、29-6、29-7、29-8、29-9、29-10、30-1、30-2、30-3、30-4、30-5、40-1、40-2、40-3、40-4、40-4、41、42、43-1、43-2、44、45、47、48、49、49-1、50・51合、50・51合-1、52-1、52-2、53-1、53-2、53-3、54、55、56、57、58、59、60、60-1、61-2、61-3、61-4、61-5、62-1、62-2、62-3、63、64-1、64-2、65、66-1、66-2、68-1、71、72-1、72-2、72-5、73、76-2、76-3、76-4、76-5、76-6、168、169-1、169-2、169-4、172-3、172-6、172-7、172-8、172-9、172-10、182、183、184-1、184-2、191-1、191-2、191-5、191-6、191-7、191-8、191-9、202、203、204、205-1、205-2、207-1、207-2、213-1、213-2、214-1、214-2、215-1、215-2、245、246、247、248に限る。)、字桜野(179、180、181、182、183、184、185、186、188、189、190、191、192、193、194、195、196、217、231、232、233、234、235の一部、236、237、238、240、242、247、248、249、250、252の一部、253、254の一部に限る。)
- カ 大字増田町亀田字在城、字在城平鹿端、字下夕町、字下夕町南、字下夕町後、字大堰下、字亀田、字半助村、字半助村南、字鷹ノ嘴、字柳原、字因幡、字上堰合、字上堰合北、字樋場、字掬、字上掬、字堂ノ口、字亀ヶ森、字平鹿、字沢口、字矢剥、字八幡堂西、字八幡堂北、字亀田南、字在城南、字下夕町宿尻、字半助村北、字樋場南、字在城東、字旭野の全部
- キ 大字増田町八木字落合川原、字上下川原、字釜川原、字中下川原、字堂ノ下、字三吉野、字下川原、字大禿川原、字清水添、字中野の全部
- ク 大字増田町萩袋字萩袋、字真当、字掬上、字掬下、字片倉、字阿弥陀森、字安養寺後、字安養寺野、字中川原、字出シノ下の全部

- ケ 大字増田町熊渕字大和沢、字飯館、字掬上、字掬下、字大川端、字中谷地、字古川端、字掬堂ノ下の全部、字尋松（1、1地先公有水面、2の一部、9-5、9-6、9-7、9-8、9-9、9-10、9-13、9-14に限る。）
- コ 大字増田町吉野字愛染（1-11に限る。）、字水上沢（2-1の一部に限る。）
- サ 大字平鹿町樽見内、大字平鹿町下吉田、大字平鹿町上吉田の全部
- シ 大字平鹿町浅舞字返諏訪、字諏訪野、字高野、字下平沢、字中平沢、字上平沢、字小泉、字塚ノ越、字一本杉、字足附橋、字白山田、字下白山田、字高畑、字堀ノ内、字土井尻、字荒小屋東、字上り知、字沼下後、字加羽後、字中堰向、字大宮北、字折橋、字下折橋、字獅子塚、字中猪岡、字下猪岡、字上猪岡、字大清水、字西小泉、字丘見、字前田表、字豊前、字河鹿関、字下温川、字堂ノ尻、字向温川、字大樋、字小野墳、字大道合、字田ノ神、字新沼、字沼下中谷地、字百合子谷地、字檀ノ前、字五味川、字五味川南、字堤下、字上高野、字蜂笛、字蛭野、字蛭野尻、字大中嶋、字釜池、字九合谷地、字反見、字西田、字上中野、字後野、字餅田、字高野尻、字鷹野、字沖谷地、字本新平川、字越部合、字綴谷地、字下吉田境、字向高口、字季平野、字下谷地、字高口表、字大下、字下高口、字四平野、字中野北、字千連田、字下中野、字肘曲、字樋下、字野尻、字桜森境、字小勝田前、字伊勢堂乙の全部
- ス 大字平鹿町下鍋倉字中掬、字上掬、字二本松、字下川端、字上川端、字下川前、字上川前、字外沢見、字上詫宣、字下詫宣、字上六ッ段、字下六ッ段、字下糸畑原、字上糸畑原、字大沢田、字上雨沼、字下雨沼、字菖蒲沼、字城戸、字鍋倉、字堀切、字境沢田、字上都、字下都、字中都、字蘭場前、字背戸、字御倉前、字馬場尻、字沼向、字甚平、字上甚平、字日光、字樋向の全部
- セ 大字平鹿町中吉田字和村西、字狐森、字和村、字夜光、字蟹沢西、字蟹沢、字蟹沢東、字福田、字和村東、字野村、字野開、字塚ノ下、字下谷地、字上谷地、字下藤根西、字下藤根、字中藤根下、字石塚、字家ノ後、字五十石、字東川端、字家ノ前、字杉ノ下、字田ノ植、字古城、字西小路、字備前谷地、字稻荷前、字客殿、字一盃清水、字浮蓋、字谷地中、字中藤根、字中清水、字中谷地、字塚ノ腰、字古新辺谷地、字上藤根、字清水ノ上、字中清水上、字柳持、字大柳、字中野、字田中、字堅田、字薬師堂浦、字尾巻、字川登碓、字追分の全部
- ソ 大字平鹿町醍醐字醍醐、字石成、字街道下、字街道上、字上狐渕、字上油川、字下油川、字下狐渕、字大橋、字鱈田、字四ッ屋、字太茂田、字道中後、字金屋、字街道東、字当面町、字上沖野、字中道上、字掬下、字中沖野、字下沖野、字中道下、字下醍醐、字沖野、字浅舞道上、字下村、字宿尻、字追散、字上醍醐、字大下、字段下、字東萩ノ目、字田ノ新戸、字金屋西、字古館、字下村西、字上佐戸川、字下佐戸川、字中ノ中川、字下中川、字中石ノ塔、字西上沖田、字上樋ノ口、字中沖田、字松館、字東沖田、字東野、字西萩ノ目、字北萩ノ目、字南谷地、字薊谷地、字館ノ下、字登城坂、字寺ノ沢山、字岩ノ沢山、字館ノ山、字樋ノ口村下、字加賀屋敷、字寺ノ後、字上藤嶋、字下藤嶋、字清水川上、字大道上、字向内ノ目、字荒処、字堤上、字飛池、字新藤境、字ばちヶ沢、字明通、字宿田山、字辨財天、字荒町、字車長根、字上吉田境、字本堂尻、字家ノ前、字本堂、字大沼下、字槐ヶ沢、字大沼入、字御嶽後、字松ヶ沢山、字蟹ヶ沢、字西ヶ沢山、字西ヶ沢前森、字西ヶ沢、字松ヶ沢、字浅舞山、字森崎、字白山田、字八十九処、字字津ノ目、字三嶋、字道中、字宮西、字阿弥陀田、字下籠田、字下籠田西、字中籠田、字上関合、字向多茂ノ木、字野中下、字野中西、字野中上、字在城、字野中、字上二ッ又、字明沢在城、字葉ノ木、字関合、字多茂ノ木、字釜ノ川下沢田、字釜ノ川西、字釜ノ川尻、字釜ノ川、字釜ノ川北、字室蓋、字中村、字日照田、字沢口、字明沢、字北野、字明沢妻ノ神、字久田、字馬鞍、字町尻、字平林、字城廻、字郷土館焼山、字二寺ヶ沢、字下関合、字宮東、字本堂山、字石ノ塔、字下二ッ又、字油川、字岩ノ沢、字籠田、字籠田西、字純子沢、字醍醐西、字醍醐東、字簀吹山、字見越嶽、字桶清水、字狐淵、字与左エ門沢、字北樋ノ口、字南樋ノ口、字川登東、字東石ノ塔、字西石ノ塔、字沖田、字西沖田、字南沖田、字南萩ノ目、字北下村、字南下村、字醍醐北の全部
- タ 大字雄物川町沼館、大字雄物川町会塚、大字雄物川町東里、大字雄物川町砂子田、大字雄物川町造山、大字雄物川町谷地新田、大字雄物川町深井、大字雄物川町南形、大字雄物川町柏木、大字雄物川町道地、大字雄物川町西野、大字雄物川町常野、大字雄物川町薄井、大字雄物川福地の全部
- チ 大字雄物川町今宿字悪戸、字出向、字今宿、字上作ノ瀬、字上鶴田、字郷、字下谷地、字下鶴田、字下作ノ瀬、字末館、字高花、字鳴田、字西ノ在家、字棒突、字猫袋、字前田面、字南田の全部
- ツ 大字雄物川町矢神字上河原、字下柳原、字堂ノ下、字中柳原、字西河原、字本郷下河原、字矢神、字吉花の全部
- テ 大字大森町十日町の全部
- ト 大字大森町字大森、字佐渡、字高口下水戸堤、字文天鏡田、字東中島、字西中島、字湯の島、字湯ノ沢、字大中島、字町回、字西野、字堂林、字久保、字菅生田、字中島、字峠町頭、字町田、字真山、字本郷、字高野中島、字本郷下中島、字長助巻、字小滝下、字中島長助巻、字牛中島、字十二柳、字金谷、字新中島、字中田、字古川越中島、字清水上、字下千刈、字峠町下、字祭田、字持向、字湯ノ沢向、字仁平川向、字深見の全部
- ナ 大字大森町上溝字昼川、字白山下、字岩瀬、字小詰沢、字岩清水、字上野、字清水ノ上、字中野、字松原、字新屋敷、字観音寺、字寺内、字蒲ノ池、字内小詰沢、字下川原、字木伐橋の全部
- ニ 大字大森町袴形字秀衡、字東神成、字一本柳、字西神成、字袴形、字南越前林、字砂間内、字泉橋、字北越前

林、字影取、字新町、字下太郎左エ門林、字小板沢、字泥毛、字東藤野、字東太郎左エ門林、字小出、字東小出、字新島、字南砂間内、字ばち川原、字南神成、字上太郎左エ門林、字神成中島、字藤野、字新町下、字西又の全部

ヌ 大字大森町板井田字五庵昼館、字南松田、字北松田、字栗田、字西百目木、字作野、字西山崎、字中山崎、字沖田、字鱗田、字タモノ木、字東百目木、字東山崎、字辰ノ口、字中小中島、字南小中島、字上三ッ屋、字小水沢野、字庚塚、字高八卦、字東小中島、字川虎淵、字西小中島、字西小出、字大沼、字逆川、字狐塚、字一本柳、字大中島、字萬太淵、字砂田、字下八卦、字ばち川原、字北小中島、字下三ッ屋、字屋布東土手外、字沢田、字西川原、字白淵、字土手外中島の全部

ネ 大字十文字町鼎、大字十文字町植田、大字十文字町越前、大字十文字町木下、大字十文字町源太左馬、大字十文字町睦合、大字十文字町谷地新田の全部

ノ 大字十文字町佐賀会字新関、字八幡前、字上明戸、字高橋、字下川原、字下明戸の全部、字新山道添(100-1、101-1、109-3、110-6、110-7、114、115、116-1、117-1、118、123-1、123-2、124-7、127-1、127-2、127-3、128-1、128-2、128-3、129、130、132-3、138-1、138-2、138-3、138-4、140、143-4、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161-1、161-2、161-3、162、163、164、165-1、165-2、166-1、166-2、167-1、167-2、168、169-1、169-2、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、342の一部、343の一部、344、345、346、347、348、349、350、351、386の一部、387、388の一部、389、390の一部、391、392、393、394、395、396の一部、397の一部、400の一部、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426に限る。) 、字中川原(1、1地先公有水面、2、3、4、5、6、7、7-1、7-2、8-1、8-2、9、10、11、12-1、12-2、13-1、13-2、15-1、15-2、16、16に接する道、17、18-1、18-2、19、20、21、21-1、21-2、22、22に接する道、23-1、24-1、24-2、25-1、26、27、28-1、29-1、29-2、30-1、30-1地先公有水面、31-1、31-2、31-3、31-4、32、33-1、33-3、34、35、37-1、38-1、39-1、39-3、40-1、40-2、41、42-1、43-1、45-1、46-1、47-1、48-1、49-1、50、51、52、53-1、54-1、55-1、55-2、58-1、58-2、59、59-1、59-2、59-3、60、60-1、60-2、61-1、62-1、62-2、63-1、63-2、64-1、64-2、65、66-1、66-2、66-3、67、68、69、70-1、70-2、71-1、71-2、72、73、74-1、74-2、75、76、77-1、77-2、78-1、78-2、79、80-1、80-2、80-3、81、82-1、82-2、83、84、85、85に接する道、86-1、86-2、87、88、89、90、91、92、93-1、93-3、93-4、93-5、94、95、96-1、96-2、97-1、97-2、98、98地先公有水面、99、100-1、100-1に接する道、100-2、101、102-1、102-2、102-3、102-4、102-5、103-1、103-2、104-2、104-3、105-1、105-2、106-1、106-2、107、108、109-1、109-2、111-1、111-2、112、112地先公有水面、113-1、113-2、114、115-1、116-1、117、118-2、118-3、120-1、120-2、121、122-1、122-2、122-3、123-1、123-2、124、125、126、127-1、127-2、127-3、127-4、127-5、128、128地先公有水面、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138-9、138-10、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201に限る。) 、字町後(131-1、131-2、131-3、139-1、139-2、143、144-1、144-2、147-1、147-2、155-1、155-2、159-1、159-2、162-1、162-2、165-1、165-2、166-1、166-2、169-1、169-2、173-1、173-2、176-1、176-2、183、184-1、184-2、188-1、188-2、192、193-1、193-2、198、199-1、199-2、206、207、208-1、208-2、214、215、216、217、218-1、218-2、223、224-1、224-2、225-1、225-2、229、230-1、230-2、231-1、231-2、284の一部、285、288の一部、314の一部、315、316、317、318、327の一部、330の一部に限る。) 、字阿良谷(82、83、84-1、84-2、85、86-1、86-2、87-1、87-2、88-1、88-2、117-1、117-2、118-1、118-2、119-1、119-2、133-1、133-2、134-1、134-2、134-3、135-1、135-2、137-1、137-2、138-1、138-2、139-1、139-2、140-1、140-2、140-3、149-1、149-2、149-3、150、151-1、151-2、151-3、151-4、156-1、156-2、156-3、157、158、158-1、159-1、159-2、159-3、178-1、178-2、179-1、179-2、179-3、180-1、180-2、181-1、181-2、187、188-1、188-2、188-3、188-4、189-1、189-2、193、194-1、194-2、194-3、195-1、195-2、199、200-1、200-2、200-3、201-1、201-2、201-3、202-1、202-2、203-1、203-2、203-3、219、220-1、220-2、221、222-1、222-2、222-3、222-4、250、251-1、251-2、251-3、251-4、252-1、252-2、252-3、252-4、255-1、255-2、256-1、256-2、256-3、256-4、257-1、257-2、257-3、257-4、272、276の一部、277、283、284、285、286の一部、287、288、305の一

部、306、307、308、309、310、311の一部、312、313の一部、314に限る。)

- ハ 大字十文字町十五野新田字富沢屋布上、字十五野、字沢見、字堂ノ後、字段ノ下、字合計田、字村下、字浅舞境、字明神東、字明神前、字畑開、字岡見、字中村の全部、字東野中(85、86、87、88、89、90、91、92-1、92-2、92-3、92-4、93、94、95、96、97、98、99-1、99-2、99-3、99-4、100、101-1、101-2、102、103、104-1、104-2、105、106、107、108-1、108-2、108-3、108-4、108-5、108-6、108-7、108-8、108-9、108-10、108-11、109-1、109-2、109-3、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、119-1、119-2、119-3、120、121、122、123、124-1、124-2、125、126、127-1、127-2、128、129、129-1、130、131、132、133、134、135、136、137-1、137-2、137-3、137-4、137-5、137-6、137-7、138、139、166、167、168、169、170、172、172-1、173、174、175、175-1、176、179-2、183、184、185、186、187、188、189-1、189-2、190-1、190-2、190-3、190-4、190-5、190-6、190-7、190-8、192、193、194-1、194-2、194-3、195、196、197、198、199、199-1、200、201、203-2、204-1、204-2、204-3、204-4、204-5、204-6、204-7、204-8、204-9、205、206、208、210、210-1、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、223-1、223-2、225-1、225-2、226-1、226-2、226-3、227-1、227-2、228-1、228-2、229、230、231、232-1、232-2、233、234-1、234-2、234-3、235-2、236-1、236-2、237、238、239、240-1、240-2、240-3、241、242、244、245、247、248、251、252、256、258、259、261-1、261-2、264、265、266-1、266-2、266-3、267、268、269、270、271、272、273、273-1、274、274-1、275、276、277、278、279-1、279-2、279-3、279-4、279-5、280-1、280-2、280-3、280-4、280-5、280-6、281-1、281-2、281-3、281-4、282、283、284-1、284-2、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313に限る。)、字醍醐境(3、3-1、4-1、4-2、4-3、5-2、5-3、5-4、6、7、8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6、8-7、8-8、9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、9-6、9-7、9-8、9-10、9-12、9-13、9-14、9-15、9-16、9-17、9-18、9-19、9-20、9-21、9-22、9-23、9-24、9-25、9-26、9-27、9-28、11、12、13、14、15、16、17、18、19、23-1、23-2、23-3、23-4、23-5、23-6、24、25、26-1、26-2、27-1、27-2、28、29、30、31-1、31-2、32、32-1、32-2、32-3、32-4、32-5、32-6、33-1、33-2、33-3、34-1、34-2、34-3、34-4、34-5、34-6、34-7、34-8、34-9、34-10、34-11、34-12、34-13、34-14、47、48-1、48-2、48-3、49-1、49-2、50、51、52、53、55、56、57、58、59、61、62、63、64、65、66-1、66-4、66-5、66-6、70、71-4、72、73、73-2、73-3、75、76、77、78、79、80、81、82-1、82-2、82-3、82-4、82-5、82-6、83、84、85、86、87-1、87-2、88-1、88-2に限る。)

ヒ 大字十文字町上鍋倉 字掬大道西、字清水田、字中村倉内、字富沢、字家後、字勘六村北、字勘六村雷、字大関合、字大関添、字屋布西、字植田道下、字中千刈、字植田道上、字中村、字雷、字沢見の全部

フ 大字山内大沢の全部

ヘ 大字山内土測字皿木下段、字皿木上段、字皿木、字君ヶ原、字小坂、字板井沢、字野中、字茂竹、字根子、字土測、字小田、字虫内、字下虫内、字道地、字岩瀬、字平石下段、字平石上段、字内測、字下内測、字中島、字二瀬、字鶴ヶ池、字菅生、字軽井沢、字石名坂、字悪戸、字餅田、字矢向、字小目倉沢の全部

ホ 大字山内平野沢字岩野目、字北相野々、字相野々、字南相野々、字上谷地の全部

マ 大字大雄の全部

(2) 都市計画区域から除外される区域

仙北郡美郷町飯詰字南西法寺(199、200、201、202、203、204-1、204-2、205-1、205-2、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218-1、218-2、219、220、221、222、223に限る。)、字東西法寺(60、60地先公有水面、254、258、259、259に接する道、260、261、262、263-1、263-1地先公有水面、266の一部、274に限る。)、字東山本(29、29に接する堤、29に接する堤の地先公有水面、29に接する堤の地先公有水面に接する堤、104-3の一部、152-1、152-2、152-3に限る。)、字小沼(1-1、1-1地先公有水面、1-1に接する道、2-1、77、83、100に限る。)

(関係図面は、省略し、建設交通部都市計画課及び平鹿地域振興局建設部用地課並びに横手市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第370号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、鷹巣都市計画区域、森吉都市計画区域及び合川都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 変更に係る都市計画区域の名称 北秋田都市計画区域
- 2 変更に係る土地の区域
  - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 なし
  - (2) 都市計画区域から除外される区域 なし

(関係図面は、省略し、建設交通部都市計画課及び北秋田地域振興局建設部用地課並びに北秋田市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第371号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称  
仁賀保都市計画区域、金浦都市計画区域及び象潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分 仁賀保都市計画区域、金浦都市計画区域及び象潟都市計画区域
- 3 都市計画の変更年月日 平成22年7月23日

#### 秋田県告示第372号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称  
金浦都市計画金浦風致地区、仁賀保都市計画道路(1・3・1号仁賀保高速線、1・3・2号仁賀保南高速線、3・3・4号琴浦室沢線、3・4・5号室沢両前寺線、3・5・3号鈴琴浦線及び3・6・1号駅港湾線)、金浦都市計画道路(2等大路第2類1号川尻岩潟線及び2等大路第2類2号金浦中央線)、象潟都市計画道路(1・3・1号象潟高速線、3・4・1号北大通線、3・5・2号南大通線、3・5・3号荒屋線、3・5・11号象潟南環状線及び3・6・6号駅前中央線)並びに仁賀保都市計画墓園(1号仁賀保墓園)の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分 なし
- 3 都市計画の変更年月日 平成22年7月23日

#### 秋田県告示第373号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称  
横手都市計画道路(1・3・1号横手高速線、3・3・1号杉沢八王寺線、3・3・11号堤安田線、3・3・4号横手環状線、3・4・2号駅東線、3・4・3号駅西線、3・4・5号中央線、3・4・7号寿町上横山線、3・4・12号八王寺桜沢線、3・5・9号駅北線及び3・6・13号堤桜沢線)、平鹿都市計画道路(1・3・1号平鹿高速線、3・4・1号東町線、3・4・2号古本町線、3・4・3号南町線、3・4・4号北町線及び3・6・6号西町線)、十文字都市計画道路(1・3・1号十文字高速線、3・3・1号新本町線、2等大路第2類第1号駅裏通線、2等大路第2類第2号十文字増田線、3・4・5号本町仁井田線、3・4・7号仁井田南線及び2等大路第3類第1号十三合線)、増田都市計画道路(2等大路第2類第1号平和通線、2等大路第2類第2号中央線、2等大路第

2 類第3号新水沢線、3・4・10号八木線、2等大路第3類第5号本通線及び2等大路第3類第6号東通線)、横手都市計画公園(4・5・3号大鳥公園、5・6・1号横手公園及び5・6・2号赤坂総合公園)、増田都市計画公園(5・6・1号真人公園)、横手都市計画墓園(1号前郷墓園)並びに横手都市計画、平鹿都市計画、十文字都市計画及び増田都市計画下水道(秋田湾・雄物川流域下水道横手処理区)の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 なし

3 都市計画の変更年月日 平成22年7月23日

### 秋田県告示第374号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類及び名称

鷹巣都市計画道路(1・3・1号鷹巣高速線、3・4・1号農林高校中岱線、3・4・2号駅前陣場岱線、3・4・3号太田川口線、3・4・4号掛泥中岱線、3・4・5号元町舟場線、3・4・6号太田旭町線、3・4・7号大町田中線、3・4・8号農林高校北線、3・4・9号横町線、3・3・10号大堤鷹巣小森線及び3・4・12号小森川口線)、森吉都市計画道路(3・2・1号中央線、3・4・2号伊勢ノ森線、3・4・3号諏訪岱環状線、2等大路第3類第2号新丁大杉線、2等大路第3類第3号本町線、2等大路第3類第4号駅前通線及び1等小路第3号阿仁前田線)、鷹巣都市計画公園(5・5・1号中央公園)、合川都市計画公園(9・6・1号北欧の杜公園)並びに鷹巣都市計画緑地(1号米代川河川緑地)の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 なし

3 都市計画の変更年月日 平成22年7月23日

### 秋田県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	森岳鹿渡線	山本郡三種町鹿渡字赤坂往還道下95番3地先から字相染堂35番地2地先まで

2 供用開始の期日 平成22年7月23日

3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年7月23日から同年8月5日まで

### 秋田県告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
	旧	108号	A 湯沢市秋ノ宮字殿上1番36地先から字赤石沢1番3地先まで	7.40~38.40	1.685

一般 国道	新	108号	A	湯沢市秋ノ宮字殿上1番36地先から字赤石沢1番3地先まで	7.40~71.00	1.685
			B	湯沢市秋ノ宮字山居野11番54地先から11番87まで	16.00~41.60	0.200
			C	湯沢市秋ノ宮字山居野2番1地先から1番地先まで	14.00~53.00	0.349

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年7月23日から同年8月5日まで

## 公 告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

- (1) 名称  
秋田県金属鋳業研修技術センター（本館・車庫を除く）
- (2) 所在地  
秋田県鹿角郡小坂町小坂鋳山字古館9番地3
- (3) 設置目的  
金属鋳業、その他これに関連する産業に関する知識及び技術の普及指導を行い、本県の金属鋳業等の振興を図る。
- (4) 規模等  
敷地面積約15,581平方メートル（小坂町からの借用土地）、延床面積約2,764平方メートル、鉄骨鉄筋コンクリート造（3階）、木造平屋建、鉄骨造
- (5) 主な施設  
宿泊棟、ゲストハウス、レストラン、渡り廊下、テニスコート

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 金属鋳業その他これに関連する産業に関する情報の提供に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、秋田県金属鋳業研修技術センター（以下「センター」という。）の管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

## 4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格  
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体
- (2) 申請をすることができない団体
  - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
  - ウ 申請の日において現に県の指名停止措置を受けているもの
  - エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
  - オ 申請の日において秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
  - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

キ 本業務を遂行するために必要な管理運営体制（同種・同規模程度の業務経験を5年以上有する責任者の配置も含む。）を講じることができないもの

## 5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

イ 役員の名簿（氏名・性別・生年月日が明記されていること。）及び履歴を記載した書類

ウ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれに準ずる書類）

エ 申請の日の属する事業年度を含まない直近3か年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

オ 指定の期間（5年間）に係るセンターの事業計画書及び年度ごとの収支予算書

カ 類似施設における業務実績を有する場合は、当該実績を記載した書類（原則として事業年度を含まない直近3か年度分）

キ 4の(2)のア、イ、ウ、エ、カに該当しない旨の申立書

ク 4の(2)のオに該当しないことを証明する納税証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたものに限る。）

ケ アからクに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部資源エネルギー産業課エコタウン班（電話番号018-860-2287）

(3) 提出期限

平成22年9月3日（金）午後5時まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

## 6 選定の方法、基準及び時期

(1) 産業労働部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知するとともに、ホームページにより公表する。

## 7 募集要項の交付

5の(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月23日（金）から同年8月26日（木）までの午前8時30分から午後5時まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手をはった返信用封筒を同封すること。

## 8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9の(5)に連絡すること。

## 9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) センターの施設の利用料金は、条例で定める使用料の額等を基準として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとする。

(4) 詳細は、募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県産業労働部資源エネルギー産業課エコタウン班（電話番号018-860-2287）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

- (1) 名称  
秋田県立小泉潟公園
- (2) 所在地  
秋田県秋田市金足鳩崎字後谷地ほか
- (3) 設置目的  
県中央部の広域的なレクリエーション利用に供するため。
- (4) 規模等  
都市計画公園面積 170ヘクタール 維持管理対象面積 63ヘクタール
- (5) 主な施設  
公園管理事務所、園地、休憩所、運動施設、遊戯施設、駐車場、便所等

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 有料公園施設の許可並びに当該許可の取消し、効力の停止及び条件の変更並びに行為の中止、現状復旧及び退去の命令に関する業務
- (2) 公園施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、秋田県立小泉潟公園（以下「小泉潟公園」という。）の管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間（指定期間）

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

## 4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
  - ア 秋田県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。
  - イ 公園施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務の実績を有すること。
  - ウ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は、次による。
    - (ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たすこと。
    - (イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできないものであること。
    - (ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とすること。
    - (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うものであること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
  - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
  - ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
  - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
  - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
  - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

## 5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
  - ア 指定期間に係る年度ごとの小泉潟公園の管理に係る事業計画書
  - イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
  - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
  - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
  - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
  - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 公園施設又はこれに類する施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設交通部都市計画課都市整備班（電話番号018-860-2446）

(3) 提出期限

平成22年9月21日（火）午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 建設交通部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 小泉湧公園の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、小泉湧公園の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、平成22年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月23日（金）から同年9月21日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさで送付先を記載したもの）を同封すること。

8 説明会

- (1) 日時及び場所

平成22年8月3日（火）午前10時 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁7階71会議室

- (2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

- (3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

- (4) 詳細は募集要項による。

- (5) 問い合わせ先

秋田県建設交通部都市計画課都市整備班（電話番号018-860-2446）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

- (1) 名称

秋田県立中央公園

- (2) 所在地

秋田県秋田市雄和椿川字駒坂台ほか

- (3) 設置目的

県中央部の広域的なスポーツ、レクリエーション利用に供するため。

- (4) 規模等

都市計画公園面積 583ヘクタール 維持管理対象面積 132ヘクタール

- (5) 主な施設

公園管理事務所、園地、休憩所、運動施設、遊戯施設、駐車場、便所等

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 有料公園施設の許可並びに当該許可の取消し、効力の停止及び条件の変更並びに行為の中止、現状復旧及び退去の命令に関する業務
- (2) 公園施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、秋田県立中央公園（以下「中央公園」という。）の管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間（指定期間）

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

## 4 申請をする団体に必要な資格等

### (1) 申請をする団体に必要な資格

- ア 秋田県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。
- イ 公園施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務の実績を有すること。
- ウ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は、次による。
  - (ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たすこと。
  - (イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできないものであること。
  - (ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とすること。
  - (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うものであること。

### (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

## 5 申請の手続

### (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ア 指定期間に係る年度ごとの中央公園の管理に係る事業計画書
- イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 公園施設又はこれに類する施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類

### (2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設交通部都市計画課都市整備班（電話番号018-860-2446）

### (3) 提出期限

平成22年9月21日（火）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

## 6 選定の方法、基準及び時期

(1) 建設交通部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 中央公園の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、中央公園の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年10月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

## 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月23日(金)から同年9月21日(火)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒(角2号の大きさで送付先を記載したもの)を同封すること。

## 8 説明会

(1) 日時及び場所

平成22年8月3日(火)午前10時 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁7階71会議室

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

## 9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(4) 詳細は募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県建設交通部都市計画課都市整備班(電話番号018-860-2446)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県立北欧の杜公園

(2) 所在地

秋田県北秋田市上杉字中山沢ほか

(3) 設置目的

県北部の広域的なレクリエーション利用に供するため。

(4) 規模等

都市計画公園面積 212ヘクタール 維持管理対象面積 93ヘクタール

(5) 主な施設

公園管理事務所、園地、休憩所、運動施設、遊戯施設、駐車場、便所等

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 有料公園施設の許可並びに当該許可の取消し、効力の停止及び条件の変更並びに行為の中止、現状復旧及び退去の命令に関する業務

(2) 公園施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、秋田県立北欧の杜公園(以下「北欧の杜公園」という。)の管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間(指定期間)

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

## 4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

- ア 秋田県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。
  - イ 公園施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務の実績を有すること。
  - ウ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は、次による。
    - (ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たすこと。
    - (イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできないものであること。
    - (ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とすること。
    - (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うものであること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
  - ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
  - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
  - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
  - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 指定期間に係る年度ごとの北欧の杜公園の管理に係る事業計画書
  - イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
  - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
  - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
  - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
  - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
  - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
  - ク 公園施設又はこれに類する施設における業務実績を記載した書類
  - ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
  - コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設交通部都市計画課都市整備班（電話番号018-860-2446）
- (3) 提出期限  
平成22年9月21日（火）午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 建設交通部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
  - イ 北欧の杜公園の設置の目的が効果的に達成されること。
  - ウ 効率的な管理が行われること。
  - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、北欧の杜公園の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成22年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月23日（金）から同年9月21日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさで送付先を記載したもの）を同封すること。

## 8 説明会

### (1) 日時及び場所

平成22年8月3日（火）午前10時 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁7階71会議室

### (2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

## 9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(4) 詳細は募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県建設交通部都市計画課都市整備班（電話番号018-860-2446）

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

胃胸部検診車 1台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成23年3月25日（金）

(4) 納入場所

秋田県厚生農業協同組合連合会 仙北組合総合病院

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成22年8月17日（火）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

## 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2743）

(2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）によ

り契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年7月23日（金）から同年8月31日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成22年7月23日（金）から同年8月31日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年9月3日（金）午前10時

秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased :

The Stomach and breast X-ray Examination Car

(2) Time-limit of tender : 10:00 A.M. 3 September, 2010

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

## 選挙管理委員会告示

### 秋選管告示第75号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について指定解除した旨秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成22年7月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
秋田市藤倉児童館	秋田市山内字藤倉145番地の1	平成22年7月1日
河辺中央児童館	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下29番地	平成22年7月1日

## 正 誤

ページ

行

誤

正

平成22年7月9日(第2195号)掲載の秋田県告示第340号(保安林予定森林の指定通知)  
(原稿誤り)

2

1

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

平成22年6月30日(号外第1号)公布の人事委員会規則(人事委員会規則8-6(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

2ページの終わりから4行目の見出しを削る。

発 行 者 秋 田 県  
購 読 料 金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄